

令和5年度兵庫県私立高等学校等 奨学給付金制度（一般分）について

兵庫県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」を活用し、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまる場合は、学校に申請してください。

◆ 対象者の条件

令和5年7月1日現在、私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校及び高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等が、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

- (1) **保護者**（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者）**等が兵庫県在住であること**。（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません。）
- (2) **生活保護世帯（生業扶助受給）**または、**令和5年度の市町民税所得割額及び県民税所得割額（保護者等の合計額）が0円**であること。

<ご注意>

- ※ 生徒が平成26年3月以前に高等学校等に在籍していた場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和5年7月1日現在高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和5年7月1日現在高等学校等を休学している場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
- ※ 保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者等が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
- ※ 高校生一人につき申請できる回数は3回（定時制・通信制は5回、専攻科は専攻科分として2回）までです。
- ※ 学び直し支援金対象者は上記に加え、追加で1回（定時・通信制は追加で2回）申請できます。
- ※ 経済状況等の悪化により家計が急変し、市（県）民税の所得割が非課税（0円）世帯相当であると認められる場合は、奨学給付金（家計急変分）を申請してください。

◆ 支給額（家族構成や学校の種別によって支給額が異なります。）

区分		支給額（年額）		
		全日制 定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯（生業扶助受給）		52,600円	52,600円	
令和5年度 所得割 非課税世帯	下記を除く高校生等	137,600円	52,100円	52,100円
	保護者等に扶養されている ① 2人目以降の高校生等 又は ② 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹（高校生等以外）がいる高校生等	152,000円		

※15歳以上23歳未満：平成12年7月3日～平成20年4月1日に生まれた方を指します。

※どの支給区分に該当するかは、「令和5年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート」でご確認下さい。

◆ 申請書の提出(奨学給付金一般分)

以下の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

◎：必ず必要

△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	支給額ごとの必要書類			
		52,600	52,100	137,600	152,000
私立高等学校等奨学給付金支給申請書(表裏2面) (黒色のボールペン(消せるボールペン不可)で記入)	申請者が記入	◎	◎	◎	◎
世帯全員分の住民票(令和5年7月1日以降発行のもの) (住民票記載事項証明は不可)	市(区町)役場				
・申請者の世帯全員分(続柄の記載があるもの)		◎	◎	◎	◎
・保護者等、対象生徒、対象生徒以外に扶養している高校生等もしくは15歳以上23歳未満の兄弟姉妹で、住所が異なる者がある場合は、その者全員分の住民票(在寮証明書でも可)		△	△	△	△
申請者名義の通帳の写し(昨年度と同一の口座の場合は省略可) ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの(キャッシュカードの写しでも可)。	申請者がコピー	◎	◎	◎	◎
保護者等の収入を証明する書類(以下のいずれか)					
○生活保護世帯のうち、生業扶助を受給している世帯 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 (令和5年7月1日以降発行のもの) ・別添の「生業扶助受給証明書」に、福祉事務所の証明(押印)を受けて提出してください(市町が発行する証明書により、生業扶助の受給が証明できる場合は、市町が発行する証明書でも可)	福祉事務所	◎	—	—	—
○生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していない世帯 生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していないことが分かる証明書 (令和5年7月1日以降発行のもの。 <u>保護開始が令和5年1月2日以降の場合は、別途、保護者等全員の令和5年度課税証明書・非課税証明書が必要となります。</u>) ・市町が発行する、生業扶助を受給していないことが明記されている「生活保護受給証明書」 ・申請者、対象生徒、対象生徒以外の兄弟姉妹との扶養関係が分かる証明書	福祉事務所	—	◎ ↑ ↓	◎ ↑ ↓	◎ ↑ ↓
○市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円の世帯(生活保護受給世帯を除く) 保護者等全員の令和5年度課税証明書・非課税証明書 ・控除対象配偶者の場合も、課税証明書が必要です。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」のコピーでも構いません。	市(区町)役場	—	◎	◎	◎
健康保険証の写し※ 扶養誓約書 に貼付(記号・番号欄は黒塗りの上、扶養誓約書に必要事項を記載し、裏面に糊付け) ・対象生徒分(必須)	申請者がコピー	—	◎	◎	◎
・対象生徒以外の申請者が扶養する高校生等もしくは15歳以上23歳未満(中学生を除く)の兄弟姉妹分			—	—	◎
対象生徒以外の奨学給付金支給申請書の写し ※対象生徒以外に高校生等の兄弟姉妹がいる場合のみ	申請者がコピー	—	—	△	△

提出期限:令和5年9月15日(金曜日)

◆ 支給の決定

- ・奨学給付金は、県から学校への交付決定後、学校から支給されます。
- ・虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定を取り消します。